

2023年10月4日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 大林 東壽  
(コード番号 1890 東証プライム)  
問合せ先責任者 管理本部総務部長 時水 久  
T E L 03-6361-5450

**(開示事項の経過) 合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office 及び株式会社 KITE からの提案に関する特別委員会からの一次答申書の受領及び今後の対応方針に関するお知らせ**

2023年9月27日付け当社プレスリリース「特別委員会設置に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社は、合同会社Yamauchi-No. 10 Family Office及び株式会社KITE（以下「YFOら」といいます。）より受領した、当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及びその後のスクイーズアウト手続による当社の完全子会社化に関する提案（以下「本提案」といいます。）を巡る検討において、当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、当社の独立社外取締役によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を同日付けで新たに設置いたしました。本特別委員会は、当社取締役会からの諮問事項について検討を進めております。その経過として、本特別委員会から本日付けで諮問事項①（本提案に係るデュー・デリジェンスへの対応を行うべきか否か及びデュー・デリジェンスにどこまで対応すべきか）に対する一次的な答申書（以下「一次答申」といいます。）を受領し、本日開催の当社取締役会において、本提案に係るデュー・デリジェンスへの現時点における対応について下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。本日、同決議内容に沿って、当社よりYFOらに対して通知いたしました。なお、当社は非公開化を推進するとの判断をしたものではなく、当社が本提案を検討するにあたって、YFOらにおいて、本提案を当社として定量的に評価可能な程度に具体化していただくためにビジネス・デュー・デリジェンス（下記1において定義します。）を受け入れるものです。

なお、今後も、本特別委員会は、当社取締役会からの諮問事項①のうちビジネス・デュー・デリジェンス以外のデュー・デリジェンスへの対応及び諮問事項②（当社取締役会が本公開買付けに賛同し、株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか否か）の検討を継続し、諮問事項②に対する答申書は2023年12月下旬までに提出することを予定しております。

本特別委員会からの答申を受けて当社取締役会が意思決定を行う場合等、開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

## 1. 本特別委員会からの答申要旨

YF0らによる当社の企業価値向上策の内容は、YF0らが掲げるビジネスモデルに関して、キャッシュフローを含む数値目標、そこに至るための事業戦略（技術開発・M&Aその他投資戦略）、そのために必要な弊社のリソースの内容（貴社らが掲げるビジネスモデルの実現に弊社の強みやリソースがどのように活かせるのか）、この変革・非公開化に伴う既存事業への悪影響抑止のための方策（翻って非公開化の必要性）など、実務上重要なポイントにおいて具体性が乏しく、経営戦略の合理性や実現可能性について当社において定量的に評価することが難しいものであり、YF0らによる当社の企業価値向上策が実際に当社の企業価値向上に資するか否かを現時点までの情報では判断できない。

また、YF0らが提案する1株あたり1,255円の公開買付価格は、当該価格への変更（引上げ）について一定の条件が付されている上に、足元の株価水準に対して僅かなプレミアムしかなく、現時点において妥当であるとは判断できない。

経済産業省策定に係る2023年8月31日付「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」という。）において、デュー・デリジェンスへの対応についての判断に当たっては、「真摯な買収提案」に該当するかどうかを判断する際の考慮要素（提案の具体性・目的の正当性・実現可能性など）のみならず、検討・交渉の中で判明した具体的な提案の内容、買収者の事業環境やトラックレコード、情報管理の信頼性、買収の実現可能性等を総合的に考慮される必要があるとされているところ、現時点の本提案の内容では、YF0らによるデュー・デリジェンス実施の要望に全面的に応じる旨の判断はできない。

他方で、YF0らによるデュー・デリジェンスが実施されれば、実際に当社の企業価値向上に資するか否かを評価することが可能な程度にYF0らによる当社の企業価値向上策が深化（定量的に評価可能な程度に具体化）される可能性がある。

そこで、YF0らが以下に記載の事項に同意することを条件として、当社は、合理的に必要な範囲でのデュー・デリジェンス（当社の企業価値向上策の深化（定量的に評価可能な程度の具体化）に資する事業のデュー・デリジェンス。以下「ビジネス・デュー・デリジェンス」という。）に対応することが妥当である。なお、企業買収行動指針においても、デュー・デリジェンスへの対応を行った場合の影響を慎重に検討した結果、買収候補者に対して段階的に情報提供を行うことにも合理性があるとされているところである。

- ・ ビジネス・デュー・デリジェンスの結果を踏まえ、YF0らの考える当社の企業価値向上策を精緻化し、これを当社に提出すること（なお、精緻化された企業価値向上策とは、少なくとも、①当該企業価値向上策を反映した弊社の事業計画（プロフォーマBS/PLを含む）、②設備投資・M&A投資等の投資計画、③買収資金の返済計画、④弊社の既存事業への悪影響抑止のための方策を備えたものを意味する）

- ・ ビジネス・デュー・デリジェンスの結果を踏まえ、公開買付価格を足元の株価水準に対して十分なプレミアムを付した金額への引上げを真摯に検討することを約束すること
- ・ ビジネス・デュー・デリジェンスの実施後、外部資金提供者から YF0 らに対する融資又は出資についての意向表明書を提出すること

また、ビジネス・デュー・デリジェンスへの対応に関しては、YF0らが想定しているタイムライン及び当社における検討のための所要時間に鑑み、YF0らに対し、以下のとおり要請されたい。

- ・ 2023年10月11日までに、当社に対し、ビジネス・デュー・デリジェンスの実施に当たっての秘密保持契約書のドラフト及びビジネス・デュー・デリジェンスに係る情報請求リストを送ること
- ・ ビジネス・デュー・デリジェンス実施後、2023年11月10日までに、当社に対し、精緻化された企業価値向上策（公開買付価格を引き上げる場合には引き上げ後の価格を含む。）を当社に対して提出すること
- ・ YF0らの企業価値向上策等についての当社から YF0らへの質問事項について、随時遅滞なく対応すること

## 2. 当社取締役会の決議内容

本特別委員会の一次答申を踏まえ、当社は、本特別委員会により提示された事項にYF0らが同意することを条件に、YF0らによる本提案に係るビジネス・デュー・デリジェンスに対応する。

当社は、YF0らに対し、2023年10月11日までに、当社に対してビジネス・デュー・デリジェンスの実施に当たっての秘密保持契約書のドラフト及びビジネス・デュー・デリジェンスに係る情報請求リストを送ること（なお、当該リスト等の送付をもって、YF0らが本特別委員会により提示された事項に同意したものとみなす）、ビジネス・デュー・デリジェンス実施後、2023年11月10日までに、精緻化された企業価値向上策（公開買付価格を引き上げる場合には引き上げ後の価格を含む。）を提出すること、及びYF0らの企業価値向上策等についての当社からYF0らへの質問事項について、随時遅滞なく対応することを要請する通知を行う。

以 上